

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

- 公印を新調しその使用を開始する件 一四
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一四
  - 道路の区域を変更する件 一四
  - 道路の区域を変更した旨通知があった件 一五
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一五
  - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件四件 一五
- 公 告
- 地方税法により特約業者を指定した件 一五
  - 争議行為を行う旨通知があった件 一五
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 一五
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一五
  - 落札者を決定した件 一五

## 告 示

### 福島県告示第百六十五号

公印を次のように新調し、平成二十八年三月二十二日その使用を開始する。  
平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

職印

20の3	番号	福島県農業総合センター 所長印（福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センター用）	公印の名称
	印影	福島県農業総合センター 浜地域農業再生研究センター所長	公印管理者

（文書法務課）

### 福島県告示第百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年三月十五日救急病院として認定した。  
平成二十八年三月十八日

名称 福島県知事 内堀雅雄  
 医療法人社団小野病院 所在地 喜多方市字沼田六九九四番地 平成三十一年三月一四日  
 （地域医療課）

### 福島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続字岸内七〇番地先から同 市久之浜町末続字代一九番地先まで	変更前 変更後	A 六・二 B 六・七 一九・三	一八一・九 一三二六・〇

福島県告示第百六十八号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十七年七月二十三日付けで北陸地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道 二八九号	南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林山口 事業区一二五林 班ろ小班地先か ら 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林山口 事業区一二五林 班イ小班地先ま で 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林山口 事業区一二六林 班い一小班地先 から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ	変更前 A 一・八ノ 二・八 〇	敷地の幅員 (メートル) A 一・八ノ 二・八 〇	延 長 (メートル) 〇、四八九・ 一、九四三・ 〇	上記A、 B、C 及びD は関係 図面に 表示す る敷地 の区分 をいう。
			B 九・二ノ 七・〇		

変更後	
A 六・二ノ 九・五	一八一・九
B 六・七ノ 二二・二	二二六・〇

変更後	備 考
A 一・八ノ 二・八 〇	根山国有林山口 事業区一二五林 班イ小班地先ま で 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林山口 事業区一二六林 班い一小班地先 から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林山口 事業区一二五林 班ろ小班地先か ら 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二五林班い一小 班地先まで 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班い一小 班地先から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二五林班い一小 班地先まで 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ
B 九・二ノ 七・〇 〇	
C 一〇・〇ノ 一七・〇ノ 〇	
〇、四六〇・	

根山国有林一 二六林班ろ小 地先から	同 郡同 町		
大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班一 班地先まで	南会津郡只見町		
大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班イニ小 班地先から	同 郡同 町		
大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班ろ小 地先まで		D 一〇・〇〇 一九三・五〇	二、一二五・

(道路計画課)

福島県告示第百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画公園事業 四・四・三号 豊間公園
- 三 事業認可の年月日 平成二十四年十二月二十八日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十四年十二月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで  
(変更後) 平成二十四年十二月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画公園事業 七・五・五号 勿来の関公園
- 三 事業認可の年月日 平成十三年六月二十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十三年六月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十三年六月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十一年福島県条例第九十号)第六十一条の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年二月八日次のとおり指定した。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
- 株式会社富久 郡山市富久山町福 平成二八年四月一日から
- 山自動車教習 原字町裏三八番一 平成三三年三月三十一日まで
- 所 郡山市富久山町福原
- 福島県田村地 田村郡三春町大字 同
- 区交通安全協 熊耳字下荒井一九
- 会 会長 村 四番地
- 上 英治
- 野新町字小太内一三番地

(出納総務課)

福島県告示第百七十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十一年福島県条例第九十号)第六十一条の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年二月十日次のとおり指定した。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
- 売りさばき所の名称

郡山北地区交通安全協会  
 会長 森 隆  
 郡山北地区交通安全協会  
 郡山市富田町字下  
 曲田二番地の八  
 平成二八年四月一日から  
 平成二三年三月三十一日まで

有限会社古市  
 石油店  
 東白川郡矢祭町大字東館字反田一七番地一  
 同

及び所在地  
 郡山北地区交通安全協会（郡山北警察署内）  
 郡山市富田町字下曲田二番地の八  
 有限会社古市石油店  
 東白川郡矢祭町大字東館字反田一七番地一  
 （出納総務課）

福島県告示第七十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二八年二月十五日次のとおり指定した。  
 平成二八年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

蛭田 智恵 いわき市山玉町修路三一番地  
 平成二八年四月一日から  
 平成二三年三月三十一日まで

新常警交通株式会社  
 いわき市明治団地四番地の一  
 同

西丸 和彦 いわき市小名浜字辰巳町三六番地の五  
 同

小野 真弓 いわき市常磐湯本町下浅貝六九番地の六  
 同

合資会社大正金物店  
 いわき市常磐湯本町八仙一番地  
 同

株式会社定勝丸ストア  
 いわき市平豊間字合磯二五一番地  
 同

有限会社アイ  
 いわき市中岡町六  
 同

売りさばき所の名称及び所在地  
 東田簡易郵便局  
 いわき市東田町一丁目二七番地の九  
 常交自動車学校  
 いわき市内郷御厩町川向一〇番地  
 西丸商店  
 いわき市小名浜字辰巳町三六番地の五  
 おのや  
 いわき市常磐湯本町下浅貝六九番地の六  
 合資会社大正金物店  
 いわき市常磐湯本町八仙一番地  
 セブンイレブンいわき豊間店  
 いわき市平豊間字兎渡路二二番地の一  
 パートナー保険

アール・ケイ  
 四  
 郡山市富田町字下曲田二番地の八  
 有限会社古市石油店  
 東白川郡矢祭町大字東館字反田一七番地一  
 （出納総務課）

福島県告示第七十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二八年二月二十三日次のとおり指定した。  
 平成二八年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

有限会社パークレイ  
 福島市宮代字前畑二一番地  
 平成二八年四月一日から  
 平成二三年三月三十一日まで

福厚企画株式会社  
 福島市五老内三番一  
 同

福島県庁消費組合  
 福島市杉妻町五番七五号  
 同

安田 荘三  
 福島市松川町字土腐五番地の三  
 同

斎藤 好則  
 福島市泉字仲田一三番地の五  
 同

有限会社杉妻自動車練習所  
 福島市清水町字東壇九番地  
 同

小島 弘嗣  
 伊達市保原町字九丁目三番地一  
 同

石橋建設工業株式会社  
 本宮市高木字舟場二二番地  
 同

渡辺 幸子  
 安達郡大玉村玉井字西庵九六番地  
 同

いわき市中岡町六丁目二番地の一四  
 （出納総務課）

及び所在地  
 有限会社パークレイ  
 福島市鎌田町東四番地の一〇  
 福島市五老内三番一  
 号（福島市役所内売店）  
 福島県庁消費組合自治会館売店  
 福島市中町八番二  
 号  
 松文堂  
 福島市松川町字本町二四番地  
 店いずみ  
 福島市泉字仲田一三番地の二  
 有限会社杉妻自動車練習所  
 福島市清水町字東壇九番地  
 リビングショップ小島  
 伊達市保原町字九丁目三番地一  
 本宮自動車学校  
 安達郡大玉村大山字狐森一八番地  
 渡辺幸子行政書士事務所

宗田 英昭 東白川郡棚倉町大 同

字棚倉字新町三一 番地一

本宮市本宮字一ツ屋 四四番地四 同

東白川郡棚倉町大字 棚倉字新町三一番地 一

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同

組合 専務理 七五号

福島県庁消費組合南 会津合庁売店

南会津郡南会津町田 鳥字根小屋甲四二七 七番地の一

事 大槻 隆

(出納総務課)

公 告

公告第五十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者を指定した。 平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
有限会社大波商店	大波 紀仁	福島市大波字岩崎五番地の一	平成二十八年二月一日

(税務課)

公告第五十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、国鉄福島動力車労働組合執行委員長橋本光一からJR東日本郡山総合車両センターにおける業務の外注化をやること及びJR東日本において安全や労働条件の低下を招く外注化をやることの要求の実現に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十八年三月九日付で通知があった。

平成二十八年三月十八日

一日時 平成二十八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

二 場所 JR東日本郡山総合車両センター内  
三 概要 ストライキを含む争議行為を行う。

(雇用労政課)

公告第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により、赤羽地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十八年二月二十二日完了したので公告する。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

公告第五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により、小今泉地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十八年一月二十七日完了したので公告する。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

公告第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年三月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 大竹 良夫

同 大木 吉明

同 本柳 久男

同 浅井 俊昭

同 柏村 榮

同 富永 忠

同 藤井 精七

同 井口 之榮

同 大河原 悟朗

同 角田 一幸

住所

白河市大信下新城字東区八六番地

同 西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯八六番地

同 郡同 村大字泉崎字休場山五一番地二

